

義認論の再認識の機会としての対話

——「ルーテル・カトリック 義認の教理の共同宣言」をめぐって ——

江 藤 直 純

はじめに

1998年は五世紀近くに及ぶルーテル教会の歴史にとって—それはとりもなおさずキリスト教会の二千年の歴史にとってでもあるが—画期的な年だったと、後世の教会史家はきっと言うだろう。なぜならば、この年の後半に、ルーテル世界連盟（LWF）とローマカトリック教会とは、ということは結果的にはそれに加盟する日本福音ルーテル教会を含めた各国のルター派教会と各国のカトリック教会とがでもあるわけだが、16世紀後半以来相互に投げかけていた義認の教理に関する断罪の言葉は今日の相手方には当てはまらないこと、したがって、そのことはもはや教会を分裂させるほどのことではないことを、教会の内外に向かって宣言するのである。そのテキストを「ルーテル教会とローマカトリック教会の義認の教理についての共同宣言」と呼ぶ。⁽¹⁾ 宗教改革の時期のさまざまな争点のうちで最も先鋭な、したがって、最も決定的なと言ってよい、争点だった「義認の教理」をめぐって、両者が「共通の信仰の告白」をするに至ったのである。（本論文執筆時点ではLWFが加盟教会に最終草案を示して、それへの意思表示を求めている段階だが、世界の大勢が同意的回答を寄せつつあることがわかっている。それを集約した上で、1998年内に両教会が公式に「共同宣言」するシナリオが想定されている。）

西方教会にとって、大きくカトリックとプロテstantの二つに分かれ（この際、英國教会の色分けをどうするかはさておいて）、そのプロテstantはさらにはとんど無数に分裂してきたこの五世紀あまりの歴史は、「唯一の、聖なる、公同の、使徒的な」教会が事実そうなっていくために必要な成長のため

の時間だったと理解するのがよいと筆者は信じているし、もしもそうでないなら、単なる「スキャンダル」に終わってしまうことになる。「みんなのものがひとつとなるように」（ヨハネ17:21）との教会の主、イエス・キリストの祈りに応え得ないままにこの歴史が終わることがあっては、救済史は真実の救済史にならないことになるだろう。しかし、それには「時」というものが必要だったのだろう。

20世紀は、キリスト教世界（Christendom）というものが名実ともに崩壊していくなかで、教会にとって生まれて初めて「エキュメニズム」というものが、また「教会の一致」というものが、真剣に考えられ、祈り求められ、具体的な運動が起り、組織的な取り組みが進められてきた世紀だった。いまその滔々たる流れの中で姿を取りつつあるのは、かつての西洋中世の教会の再現ではない。この五百年間の歴史が白紙に戻ることでは断じてない。その歩みの中で確かめられ築き上げられてきた多くの教派的伝統を踏まえた上での「多様性の中の一致」（unity in diversity）であり、しかも「目に見える一致」（visible unity）である。そのためにこそこれまでの、とりわけ20世紀における「エキュメニカル運動」（世界教会運動とも教会一致運動とも訳されてきた）が貢献するのである。

エキュメニカル運動は、「世界宣教」活動の面と、諸教派の教理と教会制度に関わる「信仰と職制」の面と、この世界での教会の「生活と実践」という三つの分野ないし次元で展開してきた。世界教会協議会（WCC）はその運動の中核であり、第二ヴァチカン公会議はその促進のために言いつくせない貢献をした。そのような展開の中で、「教会間の対話」ということの重要さが次第に認識され、1970年代から国際、地域、国内の各レベルで繰り広げられていった。⁽²⁾ 本論文は、冒頭に記したような歴史認識に立って、プロテスタントの源流であるルター派と、それがもともと育くまれていたローマカトリック教会との間の対話に注目してきたし、教会の任を受けてそれにいささか関わってきた者として、今までに生み出されようとしているひとつの大きな成果を神学的に考察したいと思う。ただし本格的には、それは今年中に公式発表される「共同宣言」

を待って論じるべきだろう。

しかしながら、すでに今でもできることがある。それは、この「共同宣言」を受け入れるかどうかと日本においてもルーテル教会内で検討しているその途中で考えたこと、つまりルター派内部での神学的な反省である。「対話」に参与することは、相手方とどのような合意に達するか、また違いを確認するかという対外的な結果とは別に——それと並んでというよりその前にと言うべきだろうが——、そのような「対話」に参与する自分自身は何者かという反省、自己省察、自己発見と確認という対内的な神学的営みが、好むと好まざるとにかくわらず、求められるのである。それは、キリスト教と他宗教との対話においてもまったく同じことであるし、対話一般について言えることなのだろう。その意味で、この「ルーテル・カトリック教会の義認の教理に関する共同宣言」を生み出すための対話は、「ルター派にとっての義認の教理に関する自己発見と確認」の絶好の機会であったと言える。

1. 驚きをもって迎えられた「共同宣言」の内容

(1) 二つの反応

過去30年の各レベルでの教会間対話の成果を受けて起草された「共同宣言」(第一草稿、1995年。改訂草稿、1996年。最終草稿、1997年)が日本にもたらされた後、職責上、その邦訳に従事し、ルーテル教会(日本福音ルーテル教会のみならず、同じLWF加盟教会である近畿福音ルーテル教会、また非加盟だが日本ルーテル教団、西日本福音ルーテル教会)の教職・信徒とさまざまな会合でこの「宣言」についての勉強会に加わった。その時の反応は大別して二つであり、ひとつはカトリックとは神学的立場が「あれほど」違っているのになぜ合意ができるのかという疑問と、したがって「共同宣言」への反発である。もうひとつは、実際草稿を検討してみるとルター派からすれば信じられないほどに宗教改革的原理(例えば、信仰のみ、恵みのみ)が明確に打ち出されているのに、それに対してカトリックが同意していることへの驚きである。

前者の反応は、ルター派が宗教改革的、福音主義的な神学を放棄してカト

リックに妥協していったとの判断からの批判である。この危惧はある意味では当然必要なチェックポイントである。事実、例えば「罪の理解」をめぐって、第一草稿、第二草稿へのフィードバックを受けて改訂がなされた時、ルター派の立場から見てより厳密な表現、定義がなされていったのであるから、教条的にならないように注意するかぎり、健全な反応である。⁽³⁾

しかし、筆者が直接耳にしたのはむしろ後者の反応のほうがずっと多かった。すなわち、前述のように、ルター派がそれこそいわば「死守路線」として必死で守ってきた内容が、言い換えれば、それをめぐってあの宗教改革の戦いが展開され、そしてその結果教会の分裂という結果を招いた神学的立場が——もちろん注意深い留保がなされている箇所もあるが——、ものの見事に「我々は共々にこう告白する」と七項目にわたって述べられているのである。「告白する」*Wir bekennen gemeinsam; We confess together.* この表現は、限りなく重い。この端的な表現は、それぞれの教会の独自の立場を留保的に述べる時の言い回し（例えば、再三再四用いられる「……しかし、……を否定するものではない」と比べて、どれほど大胆・率直で断言的で、それゆえ決定的かということは明らかである。

その「共々に告白する」内容が、ルター派からすればまさに自分たちの旗印（シンボル）として信条（シンボル）のなかに謳ってきた内容であれば、カトリックと同意に至ったことは感無量といってよい。

(2) 核心部分での一致

具体的に確認しよう。五章四十四項からなるこの「共同宣言」は、第3章で「義認に関する共通理解」を四項にわたって列挙し、次の第4章でそれを七節、七項目に整理し直し、それぞれの項目を三項構成とし、第一に「共々に告白する」事柄を述べ、そのあとカトリックとルター派の独自の理解、ただし相手方は自分ではその理解の仕方をしないけれども他方がそう理解するのを了解するという意味での留保付きの独自の理解が合わせて述べられている。

すなわち、まず「義認との関係における人間の無力さと罪」では、「すべての

人々はその救いのためには神の救いの恵みに完全に依存する」のであって、人間は「救済との関係ではなんら自由ではな」く、「神の前に自らの義認のために功績を積むことも、自らの能力によって救いを獲得することも不可能」であると認める（19項）。第三節には「信仰により、恵みゆえの義認」の標題のもとに「罪人はキリストにおける神の救いの行為を信じる信仰によって義とされる」と明言する。それに続き第四節は「義とされた者が罪人であること」を「義とされた人は全生涯を通して絶えず神の無条件的な、義とする恵みに頼り続ける」し、「人間はまた、依然として攻撃を続ける罪の力に絶え間なくさらされている」ので、したがって生涯にわたって「常に繰り返し回心と悔い改めへと召され」ている消息を明らかにする。第六番目には「救いの確かさ」を論じ、「神の憐れみと約束」こそが確かさの根拠であり、それは「キリストの死と復活」によって基礎づけられ、「みことばとサクラメント」を通して約束が伝えられていることを確認する。

以上の内容については、もちろんひとつずつ厳密な神学的検証が必要であるが、それはテキストが最終的に確定した後に改めて稿を起こすこととし、ひとまず、このような義認の教理の核心部分についての理解の一致が見られたことの確認で満足しなければならない。これは、両教会のこれからエキュメニカルな関係を考える時、一致へ向けての決定的な橋頭堡が確保されたことを意味する。

2. 義認の二つの側面に関する両者の理解

(1) 福音主義的な共通理解

以上の論述のなかで、筆者は敢えて義認という言葉の意味するものを定義づけようとしてこなかったが、「共同宣言」がそれをしないままですますはずがない。それどころかむしろ、本文の第1章「義認についての聖書的メッセージ」で義または義認をほとんど救いの賜物と同義語であるかのように論述している。そして、救いの賜物が旧新約聖書全体の中でいかに豊かな内実を持っており、どんなに多様な側面を持っているかを第11項でこう記している。

「義認は罪の赦しであり、罪と死の支配力からの解放であり、律法の呪いからの解放である。これはまた神との交わりへ受け入れられることである。それは今すでに起こっているが、しかし来たるべき神の国において十全に実現するのである。それはキリストと結びつけ、彼の死と復活と結びつける。それは洗礼において聖靈を受けること、また一つの体へと組み入れられることの中で起こる。これら全てはキリストのゆえに、恵みにより、『神の子の福音』への信仰によって、ただ神からのみ来る。」

義認をこのように多面的な性格をもつ救いの出来事だと規定した上で、後段（4.2）「罪の赦しと義とすることとしての義認」で、端的に罪を赦すことと、新しいいのちへと革新することないしほいのちを新しくすることとの両面について、「神の恵み深い行為のこれらの二つの側面は分離されるべきではない」（22項）と言いか切る。

さらに4.5「律法と福音」の解明で、人は律法の行いによってではなく、福音への信仰において義とされること、その意味で律法は克服されたのであるが、同時にこうも言っている。「神の戒めは義とされた者にとって有効性を持ち続けているし、また、キリストはそのことばと生活とによって、義とされた者にとってもまた行動の基準であるところの、神の意志を表現された」と。

そして、最後に「義とされた者が行うよい行い」の節はこう結ばれている。「よい行い——信仰と希望と愛の内におけるキリスト者の生——は、義認に続き、義認の実である。義とされた者がキリストにあって生き、受ける恵みの内に行為するとき、聖書的言葉を用いれば、よい実を結ぶのである。キリスト者は生涯にわたって罪と戦うので、義認のこの結果は、彼らにとっては同時に達成すべき義務でもある」

(2) 二つの側面の正しい理解

われわれが本論文で注目したいのは、これらの二つの側面が密接不可分である、つまりコインの両面であるということが宣言されることは、従来のルター派の内での「一般的な」義認理解に修正を迫るのではないかということである。

というのは、果たしてわれわれは教会の中で、義認の教えが語られる時、一つの面ばかりに強調点をおいてはいなかったか、聞く者は片面ばかりで義認という本来極めて豊かな教えを狭く理解していなかったかという振り返りの機会がここにあると思われるのである。

はっきり言えば、「義認イコール罪の赦し」のみを語り、その他の要素に十分な、またふさわしい理解と扱いをしてきたか、自己反省したいのである。

「義とすること」は、たしかにその解釈によって訳語も異なってくる。伝統的に日本のプロテスタントは、ラテン語の *iustificatio*、ドイツ語の *Rechtfertigung*に「宣義」ないし「義認」という訳語を当てはめてきた。それはその人が罪であるにもかかわらずキリストの十字架の死と復活により敢えて「義と認め、宣言する」ことが事柄の中核であると理解してきたからである。それに対して、カトリックの側では「義化」あるいは「成義」という用語を用いてきたのは、「義とすること」こそが中心的と考えられてきたからであろう。万事を〈存在論的〉に解釈するカトリックにあっては、義とすることもその罪人であった人間が事実変えられなければ意味がないので、「義化」あるいは「成義」という言葉が採用されてきたのであろう。しかし、今日、神学用語としてはカトリックでも「義認」を探るに至っているということは、神学的対話の一つの結果といえよう。

しかし、そのことは *iustificatio*, *Rechtfertigung* の解釈が「義と認めること」一本にされてしまい、カトリックがその線に遂にたどり着いたことを意味しない。もちろん、「義認」という用語を探る以上は、「義と認める」ことが第一義的なことと理解することになったことの表われと判断できよう。しかしながら、「義とすること」という要素を放棄したわけではない。なぜなら、「共同宣言」はまさに「罪の赦しと義とすることとしての義認」(Justification as forgiveness of sins and making righteous; Rechtfertigung als Suendesvergebung und Gerechtmachung) を明白に語っているからだ。

ということは、これまで義認ないし宣義という用語を通して罪の赦しという面をもっぱら強調してきたルター派には、「義とすること」としての〈義認〉を

その視野に収めなければならぬことになる。われわれはなぜこれまでルター派が「罪の赦し」を前面に押し出してきたかというその意図をまず了解しなければならない。それと同時に、カトリックが「義とすること」に強調してきた理由を理解する時、果たして両者が排他的なアレカコレカの関係なのか、両立し得るのかが見えてくるだろう。

第23項でルター派がキリストの義がわれわれの義であると強調するその意図は、まずなにより「赦しの宣言を通して罪人に、キリストにある神の前での義が与えられるということ」、また「ただキリストとの一致においてのみ人のいのちは新しくされる（革新される）ということ」を「確かにしたい」と言う。つまり「神の恩顧（favor dei）」を鍵語に神と人間との〈関係〉という視点から一切を見ていこうとするのである。しかし、同時に、だからといって、神の恵みとは赦す愛であることを強調するとき「それによってキリスト者のいのちが新たにされることを否定しあしない」と正当にも断っている。意図したこととはただ「義認は人間的協力から自由であり続け、いのちを新たにするという、人間の内における恵みの働きに依存しあしない」ということの明確化なのである。

そうであるなら、義認をキリストの義がわれわれのものとされるというときに神の恵みを〈関係論的〉に理解することを確保したうえで、つまり神の恵みの独占性が少しも水増しされることも、その方向性がゆがめられることもないことを確認した上で、「神の恩顧」によって罪赦されたことに伴って「いのちが新たにされる」とのメッセージを語るのに臆病であってはならないということになる。

もちろん、新たにされるのは〈いのち〉であって、〈人格〉そのものではない。その区別は重要である。だから新たにされても、罪を犯し続けることも事実であるし、不思議ではない。しかし、「キリストにある新しいいのち」という賜物が与えられる、あるいは「キリストと結びつけ、彼の死と復活と結びつけられ」「聖霊を受ける」のであるから、これをその人の外側からの判断（義でないのに義と認める）というだけではなく、その人の存在がいのちのレベルで変

えられていくことが起こっているということも、ルター派は語ることを躊躇してはいけないのである。

その考え方を補強するように、極めてルター派的な「義人にして同時に罪人」を語る4.4において、カトリック・ルター派両者の罪理解の相違を浮き彫りにしながらも、義とされた罪人が「この罪にもかかわらず、彼は神から切り離されてはいないこと、またこの罪は〔キリストによって〕『支配されている』罪であること」、その意味でカトリックと一致していると言う。これは神とつながれており、もはや決定的な意味で罪の支配下にはないという〈新しいのち〉のありようを示している。

そのような者だからこそ、「神の戒めは義とされた者にとって有効性を持ち続けている」し、よい実を結ぶことはキリスト者にとって「成すべき義務でもある」のだ。さらに、ルター派の自己理解として「恵みの保持や恵みと信仰における成長」は主張されているし、また「キリスト者の生活においてその〔キリストの義への参与の〕効果が成長しうる」とも言っている。

3. ルター派の義認理解の包括性

対話をすることは、相手を知ることと同時に、自分自身を知ることだと冒頭に記した。この「共同宣言」はルター派の伝統に生きる者に、ルター派が奉じている「義認の教理」というものが、カトリックとそこまで共同して宣言できるほどの広がりを持つものであること、言い換えれば、包括性を持つことを確認するよい機会ではなかったか。

教理史をひもとけば、後述するようにルターその人には聖化ともかかわるダイナミックで包括的な義認論があるのに、メランヒトンは徹底的に罪の赦しに集中した義認論を構築したとある。後代への影響は見逃せない。彼の立場についてR.ゼーベルクは簡潔にこう言っている。「恩恵についての福音の効果は、罪の許しと聖霊の伝達にある。しかし義認は更新から峻別される。義認はいまや〔後期メランヒトンにおいては〕単に判決の言葉であるにすぎず、ただ罪の許しと『和解もしくは人格の受納』とを言い表わすにすぎない〔義認=宣

義]。」⁽⁴⁾

しかしながら、同じゼーベルクはルターが恩恵ないし義認理解に関しては、二つの要素の結びつきにおいて展開していることを証言している。「恩恵は、罪の許しと更新において実際に示される。」キリストの代理的律法成就、犠牲、贖いによって罪の許しが与えられる。「その次にキリストは、第二のアダムとして人類に新しい生命を呼び起こし、われわれに義をもたらす聖靈を送りたもう〔更新＝新生＝再生＝義化＝聖化〕」。⁽⁵⁾ 義化する (*gerecht werden*) という言葉をルターは使っている。ただ、明白なことは罪の償い＝罪の赦しということが更新の前提になっていることである。

ピノマもまた義認と聖化の関係が相即不離であることを次のように言っている。「義認において、人は律法の下にある奴隸から恵みのもとにある生活へと移されるように、聖化において、人は絶えざる更新を経験する。一日一日、一瞬一瞬、きよめられた新しい人間は、苦悩と審判への服従の中に生まれるのである。われわれの中にある古い人の克服と、新しい人に生氣を与えることは、同時に義認であり聖化である。」⁽⁶⁾

そして、倉松功氏は「神が義と宣言することと義とすること (reputatio et imputatio) との間に相違はない」と確言する。なぜなら、人が義とされるのはキリスト（神の義）に基づく神の判定であり、そのキリストの靈的な力によって善きわざを生み出すのだからと説明する。そして「聖化は義認と並ぶいま一つの神の恵みの賜物」とみなし、「聖化、すなわち、再生、新生、義化は実質的な潔め、質的義」であり、それは「聖靈の効果、働き、賜物にほかならない」⁽⁷⁾。

多くのルター学者がルターにおける義認の包括性を主張しているのに、実際の教会で、毎週の講壇で、もっともルター派的と言われる「信仰義認」は語られるのに、それと不可分で、そこから引き起こされる〈いのちの更新・革新〉、〈新生〉、〈義化〉、また〈聖化〉はなぜそれほど力強く、それほど多く、それほど心に届くように語られないのだろうか（これについては統計的な証拠を筆者が持っているわけではないが、長年のルーテル教会での信仰生活を通してこの

アンバランスについては強く感じている)。

それはルターの信仰と神学の不勉強、理解不足が招くものか、日本のプロテスタントに特徴的な風潮ないし体質か、宗教改革以降のドイツのルター派神学によって性格が決まっていったのか。このことの研究は他日を期さなければならぬが、今確かなことは、カトリックとの対話の中で、カトリックが大切にしてきた「義とすること」としての義認理解にルター派が、自分たちの神学の伝統に照らし合わせてもそれを受容することは差し支えないと判断したことである。ということは、この「共同宣言」がルター派が自ら持つてはいるが片隅に追いやっていた宝を再発見するのに役立ったということである。「共々に告白する」と言う以上は、ルター派自身が告白しなければならない。

さらにもうひとつ言わなければならない。それは、第4章の検討で明らかになつたように、やはりカトリックの神学方法論とルター派のそれとは明らかに異なるものがあるということである。それでもなお対話ができ、それでもなお「共同宣言」が宣言できるのはなぜか。それは、方法論が一致したからではない。神学の体系にいまだ完全な一致は見られない。ルター派は存在論的なアプローチも実体的な恵みの理解もとらない。しかし、カトリックの伝統でトマス的な、存在論的なアプローチで指し示す救いの現実と、唯名論的な伝統に立ち、極めて関係論的に神一人間—世界をとらえるルター派神学が指し示す「救いの現実」とが、同じものであるとの確信に立ち得たからこそ、このような対話が成り立つのである。これは政治的な妥協の産物ではない。教理の体系やそれを支える哲学の体系がではなく、それらが指し示している「神の救いの現実」が同じだということがとらえられた時に、対話は壁を越えて成立し、新しい何かを生み出すことができ、そしてなによりも「共々に告白する」ことができるるのである。

このようなプロセスを経て、それぞれの伝統は豊かにされていくのであり、「唯一の、聖なる、公同の、使徒的な」教会になっていくための共同の巡礼の旅が続けられていくのである。

注

- (1) 「共同宣言」の原本はドイツ語と英語で発行されている。
Gemeinsame Erklaerung zur Rechtfertigungslehre 1997, Lutherischer Weltbund u. Paepstlicher Rat zur Foerderung der Einheit der Christen, Genf, 1997.
Joint Declaration on the Doctrine of Justification 1997, Lutheran World Federation and Pontifical Council for Promoting Christian Unity, Geneva, 1997.
『ルーテル教会とローマ・カトリック教会の義認の教理についての共同宣言』、日本福音ルーテル教会 信仰と職制委員会・本教会事務局宣教室、1997年。
- (2) 國際レベルはLWFとヴァチカンの間で、また国内では特にドイツとアメリカで熱心に研究と対話が重ねられてきた。その成果については「共同宣言」第3項に列挙されている。
- (3) 第一草稿に対するLWF加盟諸教会からの反応をまとめたものとして、*An Analisys of the Responses by the Lutheran Churches to the Joint Declaration on the Doctrine of Justification*, Institute for Ecumenical Research, Strasbourg, 1996.
- (4) ラインホルド・ゼーベルク『教理史要綱』住谷真訳、教文館、1991年、238頁。
- (5) 同、214頁。
- (6) L.ピノマ『ルター神学概論』石居正己訳、聖文舎、1968年、143頁。
- (7) 倉松功「義認」 日本ルーテル神学大学ルター研究所編『ルターと宗教改革事典』教文館、1995年、80頁。